

# ①ー1 認定こども園

## (1)新潟市の状況

○施設数 幼保連携型認定こども園 8 施設(※全て接続型)

※認可幼稚園に0～2歳児の認可保育園が併設。

### 新潟市内の認定こども園一覧

ヶ所数	開設年度	設置区	名称	保育園名
1	H20	西区	寺尾幼稚園	こりす保育園
2	H21	東区	藤見幼稚園	ふじみの森保育園
3		中央区	親松幼稚園	おやまつ保育園
4	H22	西区	ノートルダム幼稚園	ノートルダム保育園
5	H24	中央区	あそびの森有明幼稚園	おおぞら保育園
6		東区	恵泉幼稚園	空の小鳥保育園
7		西区	旭が丘こども園	旭が丘保育園
8	H25	西区	坂井輪東幼稚園	キララさかいわ保育園
9	H26 (予定)	北区	豊栄幼稚園	H26.4.1認可予定
10		東区	新潟あゆみ幼稚園	
11		中央区	恵光幼稚園	
12		西区	明美ヶ丘幼稚園	

※改正前法で認定を受けた施設は新法で認可があったものとみなすこととされる。

## (2) 新制度後の認定こども園

### ○幼保連携型認定こども園の施設の定義(第2条第7項)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い(以下略)



学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置付けられる。

※これまでは【幼稚園部分】学校教育法

【保育園部分】児童福祉法

【認定こども園】認定こども園法 がそれぞれ適用された。

- ・設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人(株式会社の参入不可)

※既存の学校教育法附則第6条設置園の設置者について経過措置あり

条文: 私立の幼稚園は、第2条第1項に規定にかかわらず、当分の間、学校法人によって設置されることを要しない。

- ・既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けない。(政策的に促進)

## ○教育・保育の内容等(第 10 条)

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)を主務大臣が定める。

## ○入園資格(第 11 条)

満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども

## ○設備及び運営に関する基準(第 13 条)

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準による

- ・認可権限は都道府県であるが指定都市・中核市に権限移譲。
  - ・設備及び運営について条例で基準を定めなければならない。
- 別添「幼保連携型認定こども園の認可基準について」(第 4 回基準検討部会資料)を参照下さい。

## 新制度スタートまでの想定スケジュール

基準政省令の発出(平成26年3月頃?)



設備及び運営に関する基準条例(案)の作成(独自基準の設定)



パブリックコメントの実施→必要に応じ修正



条例(案)市議会上程 公布(平成26年度中)

※事業開始が平成27年4月1日の場合は条例制定作業と並行して準備行為として認可を審査。

## ○財政措置

施設型給付(市町村)を受ける施設となる

## ○利用者負担

市町村が設定する応能負担

※これまでは

【幼稚園】施設が自由に設定

【保育園】市町村が設定

【認定こども園の保育所部分】市町村の関与のもと施設が設定(応能負担)

## ○新潟市の独自基準と想定される事項など

- ・1歳児の保育士配置基準(市条例1:3、国1:6)
- ・全園自園調理給食
- ・その他

## ○設置認可(第 17 条)

国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、都道府県知事(指定都市の場合は市長)の認可を受けなければならない。その認可申請にあたっては、市が条例で定める基準に適合する施設について、

あらかじめ法 25 条に規定する審議会等(子ども・子育て会議)の意見を聴き、指定都市の長はあらかじめ都道府県知事に協議し、

欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可する。